

札幌市の耐震改修に関する補助制度

1. 多数の者が利用する建築物等の予備調査・耐震診断・耐震設計費用補助

■補助事業の概要

旧耐震基準により建築した鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造で、学校施設、児童福祉施設、老人福祉施設、医療施設、共同住宅の建築物、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物、収容避難場所、要緊急安全確認大規模建築物の予備調査や耐震診断、耐震設計をする時の費用の一部を札幌市が補助

■補助率と補助限度額

予備調査や耐震診断、耐震設計に要した費用（消費税相当額を除く。）として建築士事務所に支払った金額の3分の2を補助

ただし、予備調査は1棟当たり12万円を、耐震診断は1棟当たり150万円を、耐震設計は1棟当たり500万円を補助の限度額

なお、予備調査や耐震診断、耐震設計を行うために必要となる図面の復元費用や構造体の試験費用など、一部の費用については補助対象外

2. 多数の者が利用する建築物等の耐震改修工事費用補助

■補助事業の概要

旧耐震基準により建築した鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造で、学校施設、児童福祉施設、老人福祉施設、医療施設、共同住宅の建築物、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物、収容避難場所、要緊急安全確認大規模建築物が耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断された建築物の耐震改修工事にかかる費用の一部を札幌市が補助

■補助率と補助限度額

補助限度額は、次の1. と2. の何れか小さい額に23%を乗じて得た額

1. 耐震改修工事に要した費用（消費税等相当額を除く。）として、耐震改修工事を請け負った建設業者及び工事監理を行った建築事務所に支払った額
2. 棟の延べ床面積（㎡）に、48,700円を乗じた額

3. 札幌市の担当窓口

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市市役所本庁舎2階

電話番号：011-211-2867 FAX番号：011-211-2823

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/shindan.html>（診断）

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/kaishuu.html>（改修）